



佐賀県公報

平成19年
3月30日
(金曜日)
号外第6号

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

選挙管理委員会事項

- 佐賀県議会議員選挙における選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する日 (告示・二七) 二
- 佐賀県議会議員選挙の執行期日 (" "・二八) 二
- 佐賀県知事選挙及び佐賀県議会議員選挙における投票及び開票の順序 (" "・二九) 二
- 佐賀県議会議員選挙の選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者の選任 (" "・三〇) 三
- 佐賀県議会議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額 (" "・三一) 三
- 佐賀県議会議員選挙における選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所 (" "・三二) 三
- 佐賀県議会議員選挙における佐賀市、小城市、佐賀郡各選挙区において候補者から届出のあつた選挙会の選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時 (佐賀県議会議員選挙佐賀市、小城市、佐賀郡各選挙区選挙長告示・一) 四
- 佐賀県議会議員選挙における鳥栖市、神崎市・神埼郡、三養基郡各選挙区において候補者から届出のあつた選挙会の選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時 (佐賀県議会議員選挙鳥栖市、神崎市・神埼郡、三養基郡各選挙区選挙長告示・一) 四
- 佐賀県議会議員選挙における唐津市・東松浦郡、多久市各選挙区

- において候補者から届出のあつた選挙会の選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時 (佐賀県議会議員選挙唐津市・東松浦郡、多久市各選挙区選挙長告示・一) 四
- 佐賀県議会議員選挙における伊万里市、西松浦郡各選挙区において候補者から届出のあつた選挙会の選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時 (佐賀県議会議員選挙伊万里市、西松浦郡各選挙区選挙長告示・一) 四
- 佐賀県議会議員選挙における武雄市、鹿島市・藤津郡、嬉野市、杵島郡各選挙区において候補者から届出のあつた選挙会の選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時 (佐賀県議会議員選挙武雄市、鹿島市・藤津郡、嬉野市、杵島郡各選挙区選挙長告示・一) 五
- 佐賀県議会議員選挙における佐賀市、小城市、佐賀郡各選挙区において選挙会の選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となつたときのくじを行う場所及び日時 (佐賀県議会議員選挙佐賀市、小城市、佐賀郡各選挙区選挙長告示・二) 五
- 佐賀県議会議員選挙における鳥栖市、神崎市・神埼郡、三養基郡各選挙区において選挙会の選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となつたときのくじを行う場所及び日時 (佐賀県議会議員選挙鳥栖市、神崎市・神埼郡、三養基郡各選挙区選挙長告示・二) 五
- 佐賀県議会議員選挙における唐津市・東松浦郡、多久市各選挙区において選挙会の選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の

政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となつたときのくじを行う場所及び日時（佐賀県議会議員選挙唐津市・東松浦郡、多久市各選挙区選挙長告示・二） 五

○佐賀県議会議員選挙における伊万里市、西松浦郡各選挙区において選挙会の選挙立会人が定まつた後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となつたときのくじを行う場所及び日時

（佐賀県議会議員選挙伊万里市、西松浦郡各選挙区選挙長告示・二） 五

○佐賀県議会議員選挙における武雄市、鹿島市・藤津郡、嬉野市、杵島郡各選挙区において選挙会の選挙立会人が定まつた後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となつたときのくじを行う場所及び日時（佐賀県議会議員選挙武雄市、鹿島市・藤津郡、嬉野市、杵島郡各選挙区選挙長告示・二） 六

○佐賀県議会議員選挙における開票の事務（告示・三三） 六

○佐賀県議会議員選挙の選挙会の場所及び日時（"・三四） 六

○地方自治法に基づく選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法に基づく県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数（"・三五） 六

○選挙管理委員会事項

●佐賀県選挙管理委員会告示第二十七号

平成十九年四月八日執行予定の佐賀県議会議員選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日並びに選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する日を

次のとおり定める。

平成十九年三月三十日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 被登録資格の決定の基準となる日

平成十九年三月二十九日。ただし、年齢については、平成十九年四月八日

二 登録を行う日

平成十九年三月二十九日

三 縦覧に供する日

平成十九年三月三十日

●佐賀県選挙管理委員会告示第二十八号

佐賀県議会議員の任期満了に伴う選挙を、平成十九年四月八日に、佐賀県知事選挙と同時に執行する。

平成十九年三月三十日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

●佐賀県選挙管理委員会告示第二十九号

平成十九年四月八日執行の佐賀県知事選挙及び同時執行の佐賀県議会議員選挙における投票及び開票の順序は、次のとおりとする。

平成十九年三月三十日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 投票の順序

(一) 佐賀県知事選挙の投票

(二) 佐賀県議会議員選挙の投票

二 開票の順序

佐賀県知事選挙の開票及び佐賀県議会議員選挙の開票は、同時に行う。

●佐賀県選挙管理委員会告示第三十号

平成十九年四月八日執行の佐賀県議会議員選挙の選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成十九年三月三十日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

選挙区	選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者
佐賀市 小城市 佐賀郡	選挙長 唐津市和多田先石九番三号 松尾 紀男
鳥栖市 神埼市・神埼郡 三養基郡	選挙長 佐賀市新生町四番五五号 山田 昭子
唐津市・東松浦郡 多久市	選挙長 佐賀市伊勢町一一番七号 五郎川 展弘
伊万里市 西松浦郡	選挙長 鳥栖市田代上町二二一番地 門司 健
武雄市 鹿島市・藤津郡 嬉野市 杵島郡	選挙長 佐賀市長瀬町七番二二号 堀 賢太
	選挙長 鹿島市大字古枝乙二八六五番地 光山 渚
	選挙長の職務を代理すべき者 佐賀市天祐二丁目七番四二二号 本村 孝司
	選挙長の職務を代理すべき者 佐賀市兵庫町藤木九五八番一号 大川 正二郎
	選挙長の職務を代理すべき者 佐賀市本庄町袋三六八番一〇号 木室 博文

●佐賀県選挙管理委員会告示第三十一号

平成十九年四月八日執行の佐賀県議会議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成十九年三月三十日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

選挙区	選挙運動に関する支出金額の制限額
佐賀市	五、二四七、六〇〇円
唐津市・東松浦郡	五、二二九、六〇〇円
鳥栖市	五、三〇八、七〇〇円
多久市	五、四三八、四〇〇円
伊万里市	五、一九八、二〇〇円
武雄市	五、六二五、九〇〇円
鹿島市・藤津郡	五、三二八、六〇〇円
小城市	五、四一九、三〇〇円
嬉野市	五、八八五、八〇〇円
神埼市・神埼郡	五、五四七、一〇〇円
佐賀郡	五、〇五八、九〇〇円
三養基郡	五、一一一、四〇〇円
西松浦郡	五、三三三、二〇〇円
杵島郡	五、四〇五、五〇〇円

●佐賀県選挙管理委員会告示第三十二号

平成十九年四月八日執行の佐賀県議会議員における選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成十九年三月三十日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 日時 平成十九年三月三十日 午後六時

二 場所 佐賀県庁（選挙管理委員会室）

●佐賀県議会議員選挙佐賀市、小城市、佐賀郡各選挙区選挙長告示第一号

平成十九年四月八日執行の佐賀県議会議員選挙における佐賀市、小城市、佐賀郡各選挙区において、候補者から届出のあつた選挙会の選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成十九年三月三十日

佐賀県議会議員選挙

佐賀市、小城市、佐賀郡各選挙区

選挙長 松 尾 紀 男

一 場所 佐賀県庁（選挙管理委員会室）

二 日時 平成十九年四月六日 午後一時三十分

●佐賀県議会議員選挙鳥栖市、神崎市・神埼郡、三養基郡各選挙区選挙長告示第一号

平成十九年四月八日執行の佐賀県議会議員選挙における鳥栖市、神崎市・神埼郡、三養基郡各選挙区において、候補者から届出のあつた選挙会の選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成十九年三月三十日

佐賀県議会議員選挙

鳥栖市、神崎市・神埼郡、三養基郡各選挙区

選挙長 山 田 昭 子

一 場所 佐賀県庁（選挙管理委員会室）

二 日時 平成十九年四月六日 午後一時三十分

●佐賀県議会議員選挙唐津市・東松浦郡、多久市各選挙区選挙長告示第一号

平成十九年四月八日執行の佐賀県議会議員選挙における唐津市・東松浦郡、多久市各選挙区において、候補者から届出のあつた選挙会の選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成十九年三月三十日

佐賀県議会議員選挙

唐津市・東松浦郡、多久市各選挙区

選挙長 門 司 健

一 場所 佐賀県庁（選挙管理委員会室）

二 日時 平成十九年四月六日 午後一時三十分

●佐賀県議会議員選挙伊万里市、西松浦郡各選挙区選挙長告示第一号

平成十九年四月八日執行の佐賀県議会議員選挙における伊万里市、西松浦郡各選挙区において、候補者から届出のあつた選挙会の選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成十九年三月三十日

佐賀県議会議員選挙

伊万里市、西松浦郡各選挙区

選挙長 光 山 渚

一 場所 佐賀県庁（選挙管理委員会室）

二 日時 平成十九年四月六日 午後一時三十分

◎佐賀県議会議員選挙武雄市、鹿島市・藤津郡、嬉野市、杵島郡各選挙区選挙長告示第一号

平成十九年四月八日執行の佐賀県議会議員選挙における武雄市、鹿島市・藤津郡、嬉野市、杵島郡各選挙区において、候補者から届出のあった選挙会の選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成十九年三月三十日

佐賀県議会議員選挙

武雄市、鹿島市・藤津郡、嬉野市、杵島郡各選挙区

選挙長 大 川 正二郎

一 場所 佐賀県庁(選挙管理委員会室)

二 日時 平成十九年四月六日 午後一時三十分

◎佐賀県議会議員選挙佐賀市、小城市、佐賀郡各選挙区選挙長告示第二号

平成十九年四月八日執行の佐賀県議会議員選挙における佐賀市、小城市、佐賀郡各選挙区において、選挙会の選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となったときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成十九年三月三十日

佐賀県議会議員選挙

佐賀市、小城市、佐賀郡各選挙区

選挙長 松 尾 紀 男

一 場所 佐賀県庁(正庁)

二 日時 平成十九年四月十一日 午前九時三十分

◎佐賀県議会議員選挙鳥栖市、神崎市・神埼郡、三養基郡各選挙区選挙長告示第二号

平成十九年四月八日執行の佐賀県議会議員選挙における鳥栖市、神崎市・神埼郡、三養基郡各選挙区において、選挙会の選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となったときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成十九年三月三十日

佐賀県議会議員選挙

鳥栖市、神崎市・神埼郡、三養基郡各選挙区

選挙長 山 田 昭 子

一 場所 佐賀県庁(正庁)

二 日時 平成十九年四月十一日 午前九時三十分

◎佐賀県議会議員選挙唐津市・東松浦郡、多久市郡各選挙区選挙長告示第二号

平成十九年四月八日執行の佐賀県議会議員選挙における唐津市・東松浦郡、多久市各選挙区において、選挙会の選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となったときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成十九年三月三十日

佐賀県議会議員選挙

唐津市・東松浦郡、多久市各選挙区

選挙長 門 司 健

一 場所 佐賀県庁(正庁)

二 日時 平成十九年四月十一日 午前九時三十分

◎佐賀県議会議員選挙伊万里市、西松浦郡各選挙区選挙長告示第二号

平成十九年四月八日執行の佐賀県議会議員選挙における伊万里市、西松浦郡

各選挙区において、選挙会の選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となったときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成十九年三月三十日

佐賀県議会議員選挙

伊万里市、西松浦郡各選挙区

選挙長 光 山 渚

一 場所 佐賀県庁（正庁）

二 日時 平成十九年四月十一日 午前九時三十分

◎佐賀県議会議員選挙武雄市、鹿島市・藤津郡、嬉野市、杵島郡各選挙区選挙

長告示第二号

平成十九年四月八日執行の佐賀県議会議員選挙における武雄市、鹿島市・藤津郡、嬉野市、杵島郡各選挙区において、選挙会の選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となったときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成十九年三月三十日

佐賀県議会議員選挙

武雄市、鹿島市・藤津郡、嬉野市、杵島郡各選挙区

選挙長 大 川 正二郎

一 場所 佐賀県庁（正庁）

二 日時 平成十九年四月十一日 午前九時三十分

◎佐賀県選挙管理委員会告示第三十三号

平成十九年四月八日執行の佐賀県議会議員選挙における開票の事務は、選挙会場において選挙会の事務に併せて行わない。

平成十九年三月三十日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

◎佐賀県選挙管理委員会告示第三十四号

平成十九年四月八日執行の佐賀県議会議員選挙の選挙会の場所及び日時を次のとおり定める。

平成十九年三月三十日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

選挙区	日	時	場 所
佐賀市	平成十九年四月十一日	午前十時三十分	佐賀県庁（正庁）
唐津市・東松浦郡	"	"	"
鳥栖市	"	"	"
多久市	"	午前十一時	"
伊万里市	"	午前十時三十分	"
武雄市	"	"	"
鹿島市・藤津郡	"	午前十一時	"
小城市	"	"	"
嬉野市	"	午前十一時三十分	"
神崎市・神埼郡	"	午前十一時	"
佐賀郡	"	午前十一時三十分	"
三養基郡	"	"	"
西松浦郡	"	午前十一時	"
杵島郡	"	午前十二時	"

◎佐賀県選挙管理委員会告示第三十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五

条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六
 条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織
 及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項に規定
 する選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と
 四十万に三分の一の数を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第
 八十条第一項に規定する県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総
 数の三分の一の数は、それぞれ次のとおりである。

平成十九年三月三十日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一三、八六四人

二 選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と

四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

一八二、一九六人

三 県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

選挙区名	三分の一の数
佐賀市	五四、一七人
唐津市・東松浦郡	三七、三七八人
鳥栖市	一六、九七二人
多久市	六、一七八人
伊万里市	一五、六四一人
武雄市	一三、八六三人
鹿島市・藤津郡	一一、四七五人
小城市	一二、二〇三人
嬉野市	七、九七五人
神埼市・神埼郡	一三、二二九人

佐賀郡	九、三〇八人
三養基郡	一四、七一五人
西松浦郡	五、九一七人
杵島郡	一二、〇九二人

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十九年三月三十日印刷及び発行
佐賀県知事 古川 康

発行所 発行定日 毎週月水金曜日
株古川総合印刷

